

第3 中学校教諭免許状の上級免許状を取得する場合

1 法別表第1（規則第4条第1項の表）と、中学校教諭免許状の上級免許を取得する場合（〈表3-9〉～〈表3-12〉）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第1（規則第4条第1項の表） （抜粋）				記号	〈表3-9〉～ 〈表3-12〉の科目名	対応	
欄	科目名	事項名					
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の 同じ行 (⇒)が 対応	
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉		
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	（略）	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目			
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	（略）	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目			
第5欄	教育実践に関する科目	（略）	* ⑤	選択科目			②～⑤ から選択
第6欄	大学が独自に設定する科目		⑥	大学が独自に設定する科目			①～⑥ から選択

* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 中学校教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校教諭一種免許状） 【根拠規定：法別表第3、規則第11条】

〈表3-9〉

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 中学校教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校教諭二種免許状）

※ (1)又は(2)の区分で適用表が異なります。

区 分	説 明	適用表・備 考
(1) 大学を卒業していない者	(2)に該当しない者	<表3-10>
(2) 大学を卒業した者等	次のいずれかに該当する者 ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者 ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者	<表3-11> (1)と比べて在職年数の軽減措置あり

(1) 大学を卒業していない者

【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1(5)】

<表3-10>

在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12	12
		年	年	年	年	年	年	年	年	年
修得単位数(7)										(イ)
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	10	9	8	7	6	5	4	3	2科目 3単位以上
	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	5	4	4	3	3	3	2	1	含 5単位以上
	第3欄に掲げる科目									
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	7	6	5	5	4	3	3	2	含
	選択科目	4	4	4	3	3	2	2	2	
	大学が独自に設定する科目	4	4	4	4	4	3	3	2	2
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	10

<備考>

(7) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。

(イ) 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上（「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が、<表3-10>の(イ)の最低修得単位数を超える場合は、(イ)の最低修得単位数に相当する数の「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上）を修得します。

(例)「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が5、在職年数が11年（(イ)の最低修得単位数が4）の場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」の4科目

についてそれぞれ1単位以上を修得します。

- (ウ) 「各教科の指導法に関する科目」の単位を修得する場合は、受けようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」について修得します。
- (エ) 「12年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

(2) 大学を卒業した者等

【根拠規定：法別表第3、規則第11条～第14条、細則別表第1の2(3)】

<表3-11>

在職年数		3	4	5	6	6	
		年	年	年	年以上	(特例) 年以上	
修得単位数(ア)						(イ)	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	6	5	4	3	2科目 3単位以上	
	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	3	3	2	1	含
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	4	3	3	2	含
		選択科目	3	2	2	2	
大学が独自に設定する科目		4	3	3	2	2	
総単位数		25	20	15	10	10	

<備考>

- (ア)～(ウ)：「(1) 大学を卒業していない者」と同じ。
- (エ) 「6年以上(特例)」は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。

4 中学校教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校助教諭臨時免許状）
 【根拠規定：法別表第3、規則第11条・第13条・第14条、細則別表第1の1（6）】

<表3-12>

修得単位数（7）		在職年数								
		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目（イ）	10	9	8	7	6	5	4	3	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	8	7	7	6	4	4	3	2
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉（ウ）	9	8	7	6	5	4	3	2
	選択科目	4	4	3	3	3	2	2	2	
	大学が独自に設定する科目	4	4	4	4	4	3	2	1	
総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	

<備考>

- (7)(イ)：「3 中学校教諭一種免許状を取得する場合（1）大学を卒業していない者」と同じ。
 (ウ) 受けようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）」についてのそれぞれ1単位を含んで修得します。

5 中学校教諭一種又は二種免許状を取得する場合の特例【法附則・29法附則関係】

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

取得しようとする免許状	説明	根拠規定
中学校教諭一種免許状	旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状の所有者、修業年限4年の教員養成諸学校の卒業者、修業年限4年以上の専門学校卒業者、旧大学令若しくは旧学位令による学士号の所有者で施行法第1条又は第2条の規定により中学校教諭二種免許状を受けている場合	法附則第5項、規則附則第4項、細則別表第1の6
中学校教諭二種免許状	施行法第1条第1項の表第2、3、7～9号、第2条第1項の表第2～4、6、9～12、15～17、20、20の3、24、24の2号の規定に該当し、同法により中学校助教諭臨時免許状を取得した者	29法附則第11項、規則附則第15項、細則別表第1の9（1）